

独立行政法人労働者健康安全機構
令和2年度業績評価委員会報告書

令和3年3月31日

独立行政法人労働者健康安全機構
業績評価委員会

独立行政法人労働者健康安全機構

業績評価委員会委員

- 明石 祐二 (一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹)
- 海野 信也 (北里大学医学部産科学教授)
- ◎ 大前 和幸 (慶應義塾大学名誉教授)
- 金子 晃浩 (全日本自動車産業労働組合総連合会事務局長)
- 島 大貴 (航空連合会長)
- 砂原 和仁 (東京海上ホールディングス株式会社人事部ウェルネス支援グループ専門部長)
- 武林 亨 (慶應義塾大学医学部公衆衛生学教授)
- 松田 晋哉 (産業医科大学医学部公衆衛生学教授)

◎ : 委員長

(五十音順 敬称略)

はじめに

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の令和元年度及び令和2年度における主な課題に係る対応状況に対する評価及び今後の運営に向けた意見を求めるため、令和2年7月21日及び令和2年12月15日に業績評価委員会（以下「当委員会」という。）を開催した。

本報告書は、当委員会において機構の業務に関する評価又は必要な提言を取りまとめたものであり、本報告書を基に機構の責任において自主的な改善が行われることを期待するものである。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

（1）研究及び試験事業について

－労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進－

労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進については、そのためのエビデンスを収集する目的で実施するプロジェクト研究、機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う協働研究、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえて、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための基盤的研究、行政の要請を受けて行う行政要請研究を着実に実施している。

令和元年度を初年度とする第4期中期目標期間からは、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）、労災病院のみならず、日本バイオアッセイ研究センター（以下「バイオ」という。）、産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）、治療就労両立支援センター（以下「両立支援センター」という。）、アスベスト疾患研究・研修センターといった施設が加わり、それぞれの持つ機能を連携させ、協働で行う研究を積極的に進めるべく、令和元年度に協働研究規程を整備し、令和2年度においては、3課題の協働研究を実施している。この協働研究については、その成果を現場に還元できるよう産保センター等、機構のネットワークを活用した普及に積極的に取り組んでいただきたい。

また、こうした協働研究を進めるに当たり、機構内施設間の相互理解を深めることを目的に調査・研究発表会を平成29年度から実施しているが、令和元年度には、研究発表方法として従来の口頭発表に加え、ポスターセッションを実施することで、研究者と活発な意見交換等が行われるなど、施設間の相互理解を高める取組を行った。令和2年度においては、さらなる交流を深めることや労働安全衛生研究の普及等を目的として日本職業・災害医学会学術大会内で開催することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（以下「コロナ感染拡大」という。）の影響により当該学術大会が誌上開催となったことを受け、安衛研やバイオの研究成果等について、一般口演5題、ポスターセッション3題を抄録発表した。

そのほか、厚生労働省からの要請に基づく喫緊の研究課題について、行政要請研究として研究を実施しており、令和元年度は10課題、令和2年度においては、上半期時点で8課題の研究を実施し、行政通達『「副業・兼業の促進に関するガイドライ

ン」の改正について（令和2年9月1日付け基発0901第4号）』の発出に貢献するなど、研究成果は行政に活用されている。

研究評価の厳格な実施と評価結果の公表に向けては、研究開始前と開始後に、厚生労働省担当部局との意見交換を踏まえた上で、外部委員から構成される労働安全衛生研究評価部会で評価を受けている。

研究実施体制等の強化については、令和2年度から、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を一元的に実施できる体制を構築するため、安衛研に「化学物質情報管理研究センター」を設置し、新たな調査研究を行う準備を進めている。加えて、「労働者放射線障害防止研究センター」を安衛研に新設し、令和元年度から機構が実施している「放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究」について、継続的かつ安定的に実施できる体制を整えている。

研究で得られた成果は、厚生労働省等へ提供することにより、労働安全衛生に関する法令、行政通達等の制改定等に貢献し、経済産業省や国土交通省等でも、災害防止や安全衛生対策上のガイドライン等に活用されている。また、国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等で発表するなど、対外的な成果の発信についても積極的に実施した。

一労働災害に係る研究開発の推進一

労働災害に係る研究開発の推進については、「職業性疾病等の原因、診断及び治療」、「労働者の健康支援」及び「労働保険給付に係る決定等の迅速・適正化」の3領域において、10テーマを選定し研究を開始しており、労働補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組んでいる。令和2年度においては、コロナ感染拡大の影響により、症例確保等が困難となった7テーマの研究につき業績評価委員会医学研究評価部会に諮問の上、研究開発期間を1年間延期することとなったが、当初計画どおり進行している3テーマについては、感染症対策を講じつつ、着実に実施している。

労働病院に入院した患者の病歴と職業歴を蓄積している病職歴データベースについて、令和元年度においては、さらなる研究の利用を促進するため、研究者の利用に則した多様なデータ抽出機能等を向上させた新システムを構築し、令和2年1月から稼働させ、令和2年度においては、病職歴調査データを用いた研究の成果が英文誌に掲載された。

研究成果の積極的な普及・活用については、令和元年度に、研究成果等を掲載している労働災害等医学研究普及サイトに広報用リーフレットを作成し、都道府県労働局、都道府県医師会などの関係機関に配布することで、ホームページアクセス件数の向上を図った。令和2年度においては、英文誌に掲載された病職歴調査データを用いた研究の成果について当該サイトに掲載した。

(2) 労働災害調査事業について

労働災害の原因調査の実施については、厚生労働省等からの依頼に基づき、災害

調査、捜査事項照会・鑑定等を着実に実施している。また、機構が実施した労働災害調査の結果から、架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物を取り扱う労働者に生じている健康障害について一定の知見が得られ、行政通達「特定の有機粉じんによる健康障害の防止対策の徹底について（平成31年4月15日基安労発0415第1号）」の発出に貢献するなど、機構の取組により新たな健康障害の発生を明らかにして、被害拡大の抑制につなげている。加えて、令和2年度に開始した「高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾病に関する労働衛生学的研究」のように、災害事象の調査分析を基に、労働安全衛生施策に資するさらに踏み込んだ研究を実施している。

（3）化学物質等の有害性調査事業について

化学物質等の有害性調査の実施については、GLP基準（優良試験所基準）に従い長期吸入試験、中期発がん性試験、遺伝子改変動物を用いたがん原性試験、培養細胞を用いる形質転換試験、構造活性相関の試験等を計画に沿って実施している。

この長期吸入試験結果に基づき、「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害防止指針（最終改正令和2年2月7日）」が改正されるなど、行政による化学物質の労働衛生対策に活用されている。加えて、長期吸入試験が終了した物質の試験結果については、厚生労働省を通じてIARC（国際がん研究機関）に提供しており、令和元年度に公表されたIARC monographsの第122号と123号において、IARCに提供した物質の試験結果が掲載されるなど、国際的な情報発信にも取り組んでいる。

なお、令和2年3月5日付けで公表された「日本バイオアッセイ研究センターにおける試験方法に関する手順書からの逸脱行為について」において確認された事実については、当委員会としても大変重大な問題であると認識しており、今後、厚生労働省に設置される調査委員会等による調査に機構として全面的に協力し、再発防止対策の徹底等必要な対応を行っていただきたい。

（4）労災病院事業について

疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供については、地域の中核的役割を果たすため、地域医療支援病院の施設数を維持するとともに、急性期医療への対応として、特定集中治療室等の病床数を維持したほか、高度医療機器についても計画的に更新するとともに、地域の医療需要、近隣医療機関の診療機能等を考慮した上で最適な病床機能区分の検討及び見直しを実施した。令和元年度は、紹介率・逆紹介率、症例検討会等の開催回数、受託検査件数について目標を達成している。令和2年度は、コロナ感染拡大の影響により症例検討会等の開催回数及び受託検査件数の実績が大きく落ち込んだが、WEB研修の導入等、可能な限り事業を実施できるよう取り組んでいる。

さらに、患者等が抱える治療のみならず様々な問題の解決に向けて、メディカルソーシャルワーカーが患者及び患者家族からの相談に対応し、患者の社会復帰の促進に向けた取組を進めている。

患者の意向の尊重と医療安全の充実については、全ての病院で医療安全チェックシートを用いたチェックや労災病院間医療安全相互チェック等の取組を実施している。患者満足度調査では、前年度の患者満足度調査結果の分析を基に改善計画を策定して取組を実施し、令和元年度は目標を達成した。いずれの取組も令和2年度において、感染症拡大防止対策を講じつつ実施している。

患者満足度調査結果については、面会の制限など院内の感染症拡大防止対策が患者満足度に対して与えた影響について勘案した分析方法を検討していただきたい。

大規模災害等への対応については、令和元年台風15号、19号及び令和2年7月豪雨災害に対して、労災病院からDMAT等を派遣するなど災害支援を実施しているほか、コロナ感染拡大において、帰国者・接触者外来の設置、陽性患者の受入及び自治体要請に応じた受入病床の確保等を実施するに当たって、適切に対応している。

行政機関等への貢献については、労災認定に係る医学的意見書への対応や国が設置する審議会等へ参画を行うなど、様々な形で行政に貢献している。また、石綿関連疾患診断技術普及事業については、令和2年度に従来の集合形式からWEB方式に切り替え、実施可能な体制を構築している。

コロナ感染拡大の影響により、従来実施できていた病院運営が制限されるなど経営面でますます厳しい状況になることが考えられる。病床機能の転換など、地域医療で求められる役割に応じた見直しが行われているが、さらに、電子カルテなど病院の経営において費用負担の大きい部分について、機構のスケールメリットを活かした経費節減策を講ずるなど、引き続きコロナ感染拡大においても可能な限り経営改善に向けて取り組んでいただきたい。

(5) 産業保健活動総合支援事業について

産業医及び産業保健関係者への支援については、産業医の資質向上のための研修を積極的に実施するとともに、経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みを相談できるよう、地域のネットワークを構築するためのモデル事業を実施するなど、サポート体制を整備している。

事業場における産業保健活動の支援については、事業者や産業医等を対象とした研修にて、国の施策、地域のニーズを踏まえたテーマを設定し、計画的に研修を実施することで、令和元年度においては、コロナ禍で研修を一部中止した中でも専門的研修等の実施に係る目標を達成した。令和2年度は、WEB研修の実施体制を全産保センターで導入し、コロナ感染拡大においても可能な限り事業を実施できるよう対応している。

産保センター及び地域窓口（地域産業保健センター）における専門的相談の実施については、事業者や産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応などの課題に対して、産業保健相談員を配置するなど、相談体制の充実を図り、積極的に対応することで、令和元年度は一時期、対面による相談業務を自粛していたものの目標を達成している。令和2年度は、メール相談など対面以外での相談方法を推奨したほか、事業場におけるコロナ対応について動画教材を公開し、現場からの相談に積極的に対応するなど、状況に応じた適切な事業場への支援を

実施している。

メンタルヘルス対策の推進については、産保センターの担当者が事業場を訪問し、職場環境改善等が実施できるように支援を行うとともに、メンタルヘルス対策促進員を増員し、体制の充実を図っている。

産業保健活動総合支援事業の利用促進については、メールマガジンや『産業保健21』の発行による情報提供を行っている。治療と仕事の両立支援に係る周知活動としては、令和元年度にサラリーマン金太郎を広告塔にしたパンフレットを作成しホームページで公開するとともに、がん診療連携拠点病院などの医療機関や労働局、などに幅広く配布し周知を行っている。また、動画や駅構内の電子掲示板等を活用した周知活動を行い、様々な媒体を通じて情報提供を行っている。

労働者の健康管理業務に携わる者への研修内容・方式、相談対応等の評価、事業が利用者にも与えた改善効果の把握に関する評価については、目標が達成されている。

一方、令和元年度過労死等防止対策白書にあるようにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所数が未だ低調であり、特に小規模事業場における労働者の相談体制が構築しづらい状況であることから、相談窓口としての産保センター及び地域窓口はその役割が重要である。コロナ感染拡大により対面の相談業務が自粛された状況下で実施された労働者が手軽に相談できるメール相談等の活用については、相談方法の多様化の観点からも今後より一層推進していただきたい。

(6) 治療就労両立支援事業について

治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成については、両立支援コーディネーターの養成及びスキルアップを図るための研修会を開催している。

基礎研修については、働き方改革実行計画において、政府が決定した2020年度までに両立支援コーディネーターを2,000人養成するといった目標が示され、コロナ感染拡大の影響で研修を一部中止したものの、令和元年度に開催地域や開催回数を拡大し、累計では、政府目標の2倍以上の人数を養成し、国の施策に大きく貢献している。

令和2年度においては、WEB研修の実施体制を構築し、単年度過去最大の2,500人以上の養成を可能としたほか、研修の一部内容を動画配信研修とするなど、カリキュラムを工夫し、受講者からは高い有用度、理解度を得ている。加えて、対面集合研修と比較し、より多くの希望者が受講できるようになったとの現場の声もあることから、WEB研修の継続を含め、ポストコロナを見据えた今後の研修の在り方について検討いただきたい。

応用研修については年2回の実施を計画し、令和元年度は、東日本に加えて西日本を開催地に追加して実施している。応用研修は集合方式でのグループワークにより事例検討を行う必要があるため、令和2年度においては、従来の形式での開催は中止としたが、各産保センターにおいて実施している事例検討会において、基礎研修修了者による両立支援事例の検討会を行うことにより、両立支援コーディネーターのスキルアップ及び地域のネットワーク構築につなげている。

治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進に向けては、職場

復帰支援や両立支援を実施して得た支援事例の収集を行っている。令和元年度からは、がん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルスの4疾病から、全ての疾病を対象を拡大して支援を実施し、支援事例件数も増加している。支援終了者からのアンケート調査結果では高い有用度を得ており、目標を達成している。両立支援センターで収集した事例については、データベースシステムを令和元年度に構築し、令和2年度から稼働させ、支援事例の蓄積を進めている。また、支援事例の分析を基に令和元年度に両立支援コーディネーターマニュアルを更新し、令和2年度においては、厚生労働省、都道府県労働局等関係機関に配布している。このマニュアルについては、今後、厚生労働省ガイドラインで対象としている難病の事例を盛り込むなど、時宜に応じて改訂することを予定している。

治療と仕事の両立支援を推進する企業等に対する支援については、患者、事業者及び産業保健スタッフ等からの相談に応じるため、全国の労災病院、両立支援センターに両立支援相談窓口を設置するとともに、労災病院以外の病院に出張相談窓口を順次開設している。

(7) 専門センター事業について

吉備高原医療リハビリテーションセンターでは、四肢・脊椎障害、中枢神経麻痺患者等に対して、職場・自宅復帰の促進を図るため、診療、リハビリテーション及び退院後のケアまでを一貫して実施している。社会復帰率に係る目標を達成し、医用工学研究の取組として、在宅での就労支援、あるいは住宅改造の支援等を行い、社会復帰後における生活の質向上に取り組んでいる。

総合せき損センターでは、脊髄損傷患者等に対して、職場・自宅復帰の促進を図るため、受傷直後の早期治療からリハビリテーション及び退院後のケアまでを一貫して実施している。社会復帰率は目標を達成し、医用工学研究の取組では、令和元年度には「スイッチテレコール」の新規開発を行い、令和2年度には「せき損スライディングボードつばさ」の正式販売に至るなど、患者の社会復帰後における生活の質向上に取り組んでいる。

また、両センターの医用工学研究に係る蓄積されたノウハウや開発機器等の普及のため、国際福祉機器展に出展している。令和2年度においては、コロナ感染拡大のためWEB展示に出展している。

(8) 未払賃金立替払事業について

未払賃金立替払制度は、企業倒産に伴って賃金が未払いのまま退職した労働者とその家族の生活安定を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払の実施に努めており、不備事案を除き請求書の受付日から支払日までの期間については、目標を達成している。令和2年度においては、コロナ感染拡大の影響により、上半期時点で支払件数が対前年同期比で4割増となったが、審査体制の強化により、目標を大幅に上回る迅速な支払を実施している。

また、立替払金の求償については、適切な債権の保全管理や最大限確実な回収を図るために、事業主等に対して求償通知や債権届出等の対応を図るなど、弁済可能

な債権を確実に回収するように努めている。

(9) 納骨堂の運営事業について

労働災害における産業殉職者の御霊を合祀するため、毎年秋に御遺族、関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催している。

慰霊の場としてふさわしい環境を整備するため、来堂者に対する接遇等の必要なトレーニングを実施するとともに、令和元年度には、遠隔地から参列される御遺族に考慮し、開式時間を前倒しするなど、御遺族等の負担への配慮や心のこもったサービス等に努め、満足度調査結果は、目標を達成している。令和2年度においては、感染症拡大防止対策に配慮しつつ、寒さ対策のカイロを配布する等、御遺族等の負担に配慮した新たな取組を行っている。

2 業務運営の効率化に関する事項について

業務運営の効率化に伴う経費節減等については、平成30年度と令和元年度の予算額を比較し、一般管理費については、一般競争入札の推進等契約努力による消耗器材費・印刷製本費の減等に取り組み、目標値の3.0%に対して3.01%の削減、事業費については、WEB会議の推進による旅費の減額等に取り組み、目標値の1.0%に対して1.001%の削減となっており、それぞれ目標を達成した。

3 財務内容の改善に関する事項について

労災病院の経営改善に向けた取組については、経営改善推進会議を定期的で開催し、リアルタイムで業務運営の効率化を推進するなど、機構本部のガバナンスの充実・強化を図っている。

特に経営改善病院においては、医療提供体制を踏まえた将来構想を策定し、個別協議を実施の上、病床機能の変更、病床数の削減を決定している。また、経営改善病院以外の病院についても、重要な経営指標が特に悪化している病院に対しては、診療機能の見直し等を行い、経営改善に取り組んでいる。病床の効率的な稼働に努めた結果、令和元年度における労災病院全体の病床利用率は目標を達成している。令和2年度においては、地域におけるコロナ感染拡大の状況を踏まえた上で個別病院への業務指導や経営状況が悪化している病院に対し、収入増加及び支出削減に係る行動計画書の作成やフォローアップの業務支援を実施している。

共同購入・共同入札については、国立病院機構と国立高度専門医療センターとの医薬品に係る共同購入の実施、国立病院機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との高額医療機器に係る共同入札の実施及び労災病院グループにおけるリース調達物件の共同入札を実施し、削減効果を上げている。

4 その他業務運営に関する重要事項について

人事に関する事項については、優秀な研究員の育成・確保、医療従事者の確保、専門認定看護師の育成及び産業医等の育成支援に取り組んでいる。また、障害者雇用についても確実に取り組み、その雇用状況を確保すべく体制を組み合わせながら、法定雇用率を上回る雇用率を維持している。

各研修のプログラムについてはアンケート等を基に見直すことで、研修受講者の有

益度は目標を達成している。労災看護専門学校については、専門性を有する看護師の育成に努め、国家試験合格率について目標を達成している。労働安全衛生融資貸付債権の管理については、破産更生債権を除く債権回収額の目標を達成している。

内部統制の充実・強化等については、業務の有効性・効率性の向上という観点から、当委員会の意見を業務に反映していることや内部統制委員会で業務部門ごとの業務フローを作成し、内在するリスク因子の把握とリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等の取組を進めている。また、内部監査室による各施設への監査の実施やバランススコアカードを用いた内部業績評価も実施している。

公正で適切な業務運営については、情報公開及び研究における研究倫理の遵守にも取り組み、情報セキュリティ対策の推進として、個人情報保護の重要性やポリシーの周知、指導及び改善を行っている。

5 今後の運営に向けて

コロナ感染拡大の影響により事業の実施が制限されることも考えられるが、目標達成を目指すために事業の質を落とすといったことがないよう、また、たとえ目標が達成できない状態であっても、感染症対策に配慮しつつあらゆる工夫を凝らして取り組んでいただきたい。

機構のあるべき姿を踏まえ、労働安全衛生研究所等で実施する研究については、機構内の複数施設と協働して実施する研究を発展させていくことはもとより、今後は外部研究者等との連携、協働も視野に入れ更なる発展を推進させていくべきである。

治療就労両立支援事業、産業保健活動総合支援事業については、さらに踏み込んだ事業展開、特に中小企業における事業展開を課題の一つとして推進させていくべきである。

機構のミッションである勤労者医療のより一層の推進に向けては、予防からリハビリテーション、そして社会復帰までその実践の場となる労災病院の地域における存在価値を高めつつ、引き続き取り組んでいただきたい。

おわりに

機構は令和元年度から第4期中期目標期間として新たな目標を掲げて取り組んでいるが、当委員会の評価等を踏まえ、より効率的、効果的に実施し、働く人々の健康の保持・増進と安全の確保に一層取り組むことを期待する。

令和2年度業績評価委員会報告書に
基づく業務の改善について

令和3年3月31日

独立行政法人労働者健康安全機構

1 協働研究の成果普及について

協働研究については、その成果を現場に還元できるよう産保センター等、機構のネットワークを活用した普及に積極的に取り組んでいただきたい。
(業績評価委員会報告書1項「労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進」に係る御提言)

協働研究を含む労働安全衛生研究の研究成果の更なる普及を目的に、令和2年度では、これまで毎年度実施している調査・研究発表会を、第68回日本職業・災害医学会学術集会の1シンポジウムとして実施することで、労災病院や産業保健総合支援センター職員をはじめとする勤労者医療関係者や産業保健関係者等へ周知を行った(当該学術集会は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により誌上開催とした)。

今後も協働研究等の研究成果については、厚生労働省への報告を通じた労働安全衛生施策の企画・立案への貢献、調査研究発表会等を通じた周知のほか、産業保健総合支援センター等機構のネットワークを活用し事業場、業界団体や産業保健関係者等への周知・広報を行って参りたい。

2 患者満足度調査結果の分析について

患者満足度調査結果については、面会の制限など院内の感染症拡大防止対策が患者満足度に対して与えた影響について勘案した分析方法を検討していただきたい。
(業績評価委員会報告書4項「労災病院事業」に係る御提言)

今年度の患者満足度調査は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下であること等に鑑み、新型コロナウイルス感染症のリスクの高い診療科・病棟を調査対象から除く等、調査に当たっては感染症拡大防止対策を講ずるよう指示した。

当初、例年通りの分析を行い、調査結果に例年と著しい乖離が生じた項目があれば、分析方法を検討する予定であったが、今年度の調査結果は労災病院全体では例年と比べ大きな乖離はなく入外共に改善していたため、分析方法の検討は行っていない。

調査項目を診療面、接遇面、療養環境面、設備面としているため、感染症拡大防止対策の影響については小さいものと推察される。一方、診察待ち時間、病院スタッフの説明や接遇等の各項目は改善されており、これは患者の受診控え等による患者数減の影響が大きいと考えられる。

次年度以降の調査については、感染状況等を踏まえた調査実施方法の見直し、分析方法等について検討するほか、各労災病院が実施している新型コロナウイルス感染症防止対策の取り組みに関する新たな設問を設定し、総合満足度へ及ぼす影響等について調査することも検討しているところである。

3 電子カルテの経費節減策について

電子カルテなど病院の経営において費用負担の大きい部分について、機構のスケールメリットを活かした経費節減策を講ずるなど、引き続きコロナ感染症拡大においても可能な限り経営改善に向けて取り組んでいただきたい。
(業績評価委員会報告書4項「労災病院事業」に係る御提言)

電子カルテシステム等を更新する際は、これまで各病院で導入・更新された基幹システム・部門システム等の購入実績等を蓄積したデータに基づき評価基準を定め、病院規模等に応じた比較データを作成し、本部と病院が連携を取り構成内容等の見直しを行うなど、システムの導入や運用についてスケールメリットを活かして経費節減に繋がっているところである。

また、経営改善の一環として取り組んでいる4法人（当機構、国病機構、JCHO、日赤）による高額医療機器の共同購入については、新型コロナウイルス感染症の影響により若干遅くはなったものの、WEBを活用して実施できたことから、今後も取組を継続し経費削減に努め、経営改善に繋がって参りたい。

4 産業保健総合支援センター及び地域窓口の相談方法について

新型コロナウイルス感染症拡大で対面の相談業務が自粛された状況下で実施された、労働者が手軽に相談できるメール相談等の活用については、相談方法の多様化の観点からも今後より一層推進していただきたい。

（業績評価委員会報告書5項「産業保健活動総合支援事業」に係る御提言）

動画教材の案内や従前から行っている産業保健総合支援センターのメール相談については、相談に当たって的確な回答に必要な相談者の職種や要件等の必要項目を、ホームページ上の「入力フォーム」に設定する等、効率的に対応するためのシステム整備を進めており、今後も、WEB相談対応などの相談方法の多様化を図ることとしている。

また、広報の特設サイトには芸能人（谷原章介氏）を起用し、産業保健総合支援センター及び地域窓口の業務を紹介した広報動画を作成し、これらの動画を掲載しているホームページにおいて、最寄りの産業保健総合支援センターまで問い合わせいただくよう周知を行った。

なお、事業場における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の動画教材として、①「職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を進める上でのポイント」、②「会議を行うに当たって新型コロナウイルス感染防止対策のためのポイント」（英語版、やさしい日本語版）、③「オンラインによる医師の面接指導を実施するにあたっての留意事項」を作成したところである。

5 両立支援コーディネーター養成研修の実施体制について

WEB研修の実施体制を構築し、単年度過去最大の2,500人以上の養成を可能としたほか、研修の一部内容を動画配信研修とするなど、カリキュラムを工夫し、受講者からは高い有用度、理解度を得ている。加えて、対面集合研修のときと比較し、より多くの希望者が受講できるようになったと現場の声もあることから、WEB研修の継続を含め、ポストコロナを見据えた今後の研修の在り方について検討いただきたい。

（業績評価委員会報告書5項「治療就労両立支援事業」に係る御提言）

両立支援コーディネーター基礎研修を集合研修からWEB研修に変更したことにより、受講者からの評価は、理解度及び有用度ともに集合研修よりも15ポイント程度上昇した。また、WEB研修により1回の研修でより多くの両立支援コーディネーター養成が可能となったが、応募者が定数を超過したことから、追加開催を2回行い、令和2年度の

養成者数は令和元年度の2倍近くの3,402人となった。

今年度実績を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の動向にかかわらず、今後も引き続きWEB研修を継続して参りたい。

なお、事例の共有化及び更なるコーディネート能力の向上を図るための基礎研修修了者を対象とした応用研修については、事例検討を中心としたグループワーク型研修としているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、全国23か所の産業保健総合支援センターにおいて、少人数での集合形式又はWEB形式による事例検討会として開催した(全29回)。今後は事例検討会を全国の産業保健総合支援センターへ拡大し、両立支援コーディネーターのさらなるスキルアップと地域でのネットワーク構築を図って参りたい。